

＝都市ブランド事業 新企画＝

海老名の魅力をテーマに
写真・動画・情報を募集

政策事業推進課(☎235・4635)

市では、都市ブランド事業の一環として、「あなたの目線の海老名の魅力」をテーマに、皆さんが撮影した写真や動画、身近な情報などを募集します。

これは、市民の皆さんに、市が発信する魅力情報をより身近に感じてもらう、海老名の魅力の再発見と創造につなげていくことを目的に行うものです。

◆都市ブランド事業とは：より多くの皆さんに「住みたい・住み続けたい街」と感じてもらうよう、市の魅力を市内外に発信するとともに、新たな魅力を創造して、市全体をブランド化していく事業です。

▽応募内容 ①写真②動画③メッセージ④口コミ情報など ⑤提出媒体 ①②③CD・DVD、④⑤応募用紙(政策事業推進課窓口で配布。市ホームページからダウンロード可)または任意の書式。電話連絡も可。

▽応募方法 応募用紙と提出媒体は郵送で同課へ提出。市ホームページと提出媒体は郵送で同課へ提出。

▽応募期限 10月30日までです。10月1日からの新しい被保険者証は、国民健康保険税を完納している世帯と、未納額が一定金額以下で分割納付をしている世帯には、9月中旬に「簡易書留郵便」で送付します。

国保の被保険者証

10月更新です

現在、国民健康保険に加入している方の被保険者証の有効期限は、9月30日までです。10月1日からの新しい被保険者証は、国民健康保険税を完納している世帯と、未納額が一定金額以下で分割納付をしている世帯には、9月中旬に「簡易書留郵便」で送付します。

新しい被保険者証の有効期限

Table with 4 columns: 被保険者証の種類, 対象, 有効期限, 更新以降の被保険者証

※「退職・被扶養者」の有効期限は、「退職・本人」より先に65歳になる場合を除き、「退職・本人」の有効期限が優先となります

▽対象 常時特別な介護が必要な状態にある方がいること、日常生活が著しく困難な状態にある

お知らせ

特別障がい者手当
障がい児福祉手当

市では、次のとおり特別障がい者手当と障がい児福祉手当を支給しています(所得制限あり)下表。申請には、指定の診断書などが必要ですので、該当の方は障がい福祉課へお問い合わせください。

①両眼の視力の合計数値が0.04以下

▽対象 常時の介護が必要な在宅の20歳未満の重度障がい児の方で、障がいや症状が次の①～⑩のいずれかに該当する方

特別障がい者・障がい児福祉手当の所得限度額

Table with 3 columns: 扶養親族等の数, 本人(請求者), 配偶者および扶養義務者

以下、扶養親族等が1人増すごとに本人の場合38万円、配偶者等の場合21万3000円を加算

太陽光発電施設など

環境に配慮した設備の
設置・導入に助成

市では、地球に優しい社会の実現に向けて、市民のライフスタイルや環境意識の高揚を図るため、環境に配慮した設備などの設置・導入に対して、経費の一部を助成しています(下表)。

Table with 3 columns: 対象となる施設・設備, 助成金額, 施設・設備の概要

▽申請書などは環境保全課窓口で配布(市ホームページからもダウンロード可)。詳細はお問い合わせください。